

八幡市告示第34号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第5項の規定により、令和8年度八幡市一般廃棄物処理実施計画を策定したので、次のとおり告示します。

令和8年4月1日

八幡市長 川 田 翔 子

## 一般廃棄物処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出の状況

#### (1) 計画区域

八幡市全域とする。

#### (2) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 一般廃棄物の処理状況

一般廃棄物の種類		処 理 量	合 計
家庭系ごみ	可燃ごみ	9,860 t/年	17,417.6 t/年
	不燃ごみ	1,850 t/年	
	動物の死体	1.4 t/年	
	小 計	11,711.4 t/年	
事業系ごみ	可燃ごみ	2,823 t/年	
	不燃ごみ	223 t/年	
	小 計	3,046 t/年	
資源物	プラスチック資源	601 t/年	
	缶・ビン・ペットボトル・紙パック	507 t/年	
	剪定枝(家庭系)	16 t/年	
	剪定枝(事業系)	37 t/年	
	廃乾電池	10 t/年	
	魚腸骨	116 t/年	
	食品残渣	139 t/年	
	木くず	3 t/年	
	スプレー缶	20 t/年	
	小型家電	4 t/年	
	古紙類	1,204 t/年	
	ペットボトルキャップ	1.3 t/年	
	廃蛍光管	1.9 t/年	
	廃食用油	4,704 l/年	
	小 計	2,660.2 t/年	
し 尿		781 Kℓ/年	2,053 Kℓ/年
浄化槽汚泥		1,272 Kℓ/年	

※廃食用油は、小計及び合計に含めない。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

収集処理区分 種類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分		
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	市(直営・委託) 排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合・ 大阪湾広域臨海環境 整備センター	有効利用・ 埋立処分	
	不燃ごみ (スプレー缶を含む)	市(直営・委託) 排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却処理	城南衛生管理組合・ 大阪湾広域臨海環境 整備センター・ (一財)宇治廃棄物処理公社	埋立処分	
	動物の死体	市(直営) 排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合	埋立処分	
資 源 物	容 器 包 装 廃 棄 物	缶類	市(委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		ビン類	市(委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		紙パック	市(委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		ペット ボトル	市(委託)	城南衛生管理組合	選別処理	民間業者	資源化
	そ の 他 資 源 物	プラスチック 資源	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		段ボール 古紙・古布	自治会等	民間業者		民間業者	資源化
		廃乾電池	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	城南衛生管理組合	資源化
		剪定枝	排出者	城南衛生管理組合	資源化 (チップ化物)	民間業者・住民	引取・配布
		廃家電製品	市(直営) 排出者	家電製品協会・ 指定引取場所		再資源化施設	資源化
		廃食用油	市(委託)	民間業者		民間業者	資源化
	し	尿	衛管(委託業者)	城南衛生管理組合	前処理・希釈	城南衛生管理組合・ 大阪湾広域臨海環境 整備センター	埋立処分・ 下水道排水
		浄化槽汚泥	衛管(許可業者)				

家庭から排出されるごみは、分別収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の厳守及び可燃ごみ、不燃ごみの透明袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	大阪湾広域臨海環境 整備センター	有効利用・ 埋立処分
	不燃ごみ	排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却処理	城南衛生管理組合・ 大阪湾広域臨海環境 整備センター・ (一財)宇治廃棄物処理公社	埋立処分
資源物	剪定枝	排出者	城南衛生管理組合	資源化 (チップ化物)	民間業者・住民	引取・配布
	魚腸骨	指定業者	京都市魚アラ中継施設	資源化 (魚粉、魚油)	京都市魚アラ中継施設委託業者	売却
	食品残渣	許可業者 指定業者	民間業者	資源化 (堆肥化)	民間業者	売却・配布
	木くず	指定業者	民間業者	資源化 (チップ、 堆肥化)	民間業者	売却

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合には、排出者自らが運搬し、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集・運搬し、城南衛生管理組合の処理施設で処理をするものとする。

3 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

八幡市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方式

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方式
家庭系 ごみ	可燃ごみ	9,860	週2回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	不燃ごみ	1,850	週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式 土砂等：事務所持込（有料）
	缶・ビン・ペットボトル・紙パック	507	月2回	回収カゴ及び網袋によるステーション方式
	プラスチック資源	601	週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	剪定枝（資源物）	16	必要のつど	指定の形状にしたものを自己搬入
	廃乾電池（資源物）	10	週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	動物の死体	1.4	必要のつど	申込制各戸収集方式及び事務所持込（有料） ※飼い主不明のものは無料
	スプレー缶	20	月2回	回収カゴによるステーション方式
	小型家電	4	必要のつど	回収ボックスによるステーション方式
	古紙類	1,204	必要のつど	補助金制度による集団収集
	ペットボトルキャップ	1.3	必要のつど	容器包装リサイクル法に基づく分別収集
	廃蛍光管	1.9	必要のつど	回収カゴによるステーション方式
	廃食用油	4,704(0)	月1回	回収カゴによるステーション方式
	計	14,076.6	廃食用油を除く	
	事業系 ごみ	可燃ごみ	2,823	必要のつど
不燃ごみ		223	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
剪定枝（資源物）		37	必要のつど	指定の形状にしたものを自己搬入
魚腸骨（資源物）		116	必要のつど	再生利用業指定業者による事業所別収集方式
食品残渣（資源物）		139	必要のつど	許可業者または再生利用業指定業者による事業所別収集方式
木くず		3	必要のつど	再生利用業指定業者による事業所別収集方式
プラマーク製品		3,600	必要のつど	他市からの受け入れ
計		6,941		

イ 排出抑制・資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

1 家庭から排出される一般廃棄物（家庭系ごみ）

区分	事業名	事業内容
キャンペーン・イベント等	環境まつり	環境をテーマにしたイベントを城南衛生管理組合及び構成3市3町主催で実施している。
	まちかどのごみゼロの日運動	市域全体で、市民参加の清掃活動を実施する。
出版物による啓発	家庭ごみと資源の分け方・出し方	ごみの分別や出す方法を説明したチラシと冊子を全戸配布している。
	広報やわた「ごみ減量特集記事」	広報紙を活用し、ごみ減量・リサイクル推進等を啓発・情報提供している。
リサイクル教育の推進	社会科副読本「わたしたちの八幡」	小学校3年から4年生を対象とした副読本にごみの話を提供している。
リサイクル情報の提供等	八幡市ホームページ	ホームページ内の「ごみ・リサイクル・環境」コーナーにごみ減量に役立つ情報を幅広く提供する。
その他	出前講座	市民の団体やグループ等の学習会に出向き意見交換を行う。
	再生資源化奨励金	集団回収する自治会等の団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみ減量化を図るとともにリサイクルを推進する。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系ごみ）

区分	事業名	事業内容
出版物による啓発	事業系ごみ排出の手引き	事業系ごみの種別と分別・リサイクルの方法について、解説指導を行う。

(イ) 資源化の方法及び量

1 排出前の資源化量

項目 種類		収集・運搬主体	収集区域 の範囲	収集回数	方 法	収集量 (t/年)	搬入先
容器包装 廃棄物	缶類	委託	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	75	城南衛生管理組合
	ビン類	委託	市内全域	2回/月		247	城南衛生管理組合
	紙パック	委託	市内全域	2回/月		24	城南衛生管理組合
	ペットボトル	委託	市内全域	2回/月		161	城南衛生管理組合
	プラスチック資源(プラスチック製容器包装)	直営・委託	市内全域	1回/週		532	城南衛生管理組合
小 計						1,039	
そ の 他 資 源 ご み	プラスチック資源(製品プラスチック)	直営・委託	市内全域	1回/週	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく分別収集	69	城南衛生管理組合
	段ボール・古紙・古着類	自治会等	該当地域	随 時	自治会等と回収業者で契約を行い、再生事業者へ搬入 回収実績に応じ、奨励金を交付(4円/kg)	1,204	再生事業者
	廃乾電池	直営・委託	集合住宅 地域	1回/月	市役所内でストック後、城南衛生管理組合へ搬入	10	城南衛生管理組合
			その他の 地域	1回/週			
	魚アラ	指定	市内全域	随 時	各業者が京都市魚アラ中継施設へ搬入	116	京都市魚アラ中継施設
	食品残渣(事業系のみ)	許可・指定	市内全域	随 時	各業者が市内飲食店等から排出される食品残渣の収集	139	再資源化施設
	木くず	指定	市内全域	随 時	各業者が市内事業所等から排出される木くずの収集	3	再資源化施設
	剪定枝	排出者	市内全域	随 時	—	53	城南衛生管理組合
	廃家電製品	直営・排出者	市内全域	随 時	不法投棄されたものは、市が回収して再資源化施設へ引渡	-	再資源化施設
	スプレー缶	直営・委託	市内全域	2回/月	破砕選別処理後、売却	20	城南衛生管理組合
	小型家電	直営	公共施設	1回/週	小型家電リサイクル法に基づく	4	城南衛生管理組合
廃食用油	委託	協力地域	1回/月	拠点に排出された廃食用油を回収保管したものを民間業者へ売却	4,704	業者リサイクル施設	
小 計						1,618	(廃食用油除く)
合 計						2,657	

## 2 処理施設の概要

### ①中間処理施設

#### ・焼却施設

処理主体	城南衛生管理組合	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
公称能力	①120t/日×2炉 ②100kg/2H(最大)×1炉	57.5t/日×2炉
型式	①全連続燃焼式 ②台車付直上再燃焼式	全連続燃焼式
備考	①発電出力4,900kW ②小動物焼却施設	発電出力2,110kW

#### ・破碎施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	60t/日
型式	二軸低速回転式・縦型高速回転式
備考	

#### ・資源化施設

処理主体	城南衛生管理組合	
施設名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	46t/日	17t/日
型式	—	—
備考		

### ②中継施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	沢中継施設
所在地	八幡市八幡沢1番地
処理能力	①可燃 82t/日 ②不燃 13t/日 ③プラマーク製品 6t/日
型式	①コンパクト・コンテナ方式 ②スライドデッキ積替方式 ③スクリュコンベヤ方式
備考	

③最終処分場

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	久世郡久御山町佐古梶石1-3
全体容積	200,000 m <sup>3</sup>
残余容量	92,483 m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ工法
備考	埋立施設

処理主体	一般財団法人宇治廃棄物処理公社
施設名称	廃棄物埋立処分地
所在地	宇治市池尾仙郷山6番地2
全体容積	1,171,156 m <sup>3</sup>
残余容量	—
埋立方式	サンドイッチ工法
備考	埋立施設

処理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名	大阪沖埋立処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
面積	95 ha
埋立容量	14,000,000 m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドドレーン工法
備考	埋立施設

(ウ) 収集しない一般廃棄物の概要

1 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条第1項に規定する一般廃棄物
一時多量ごみ	転居等に伴い発生する一時的に多量に出るごみ

2 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処 理 方 法
排出禁止物	排出者が自ら処理するか、又は専門処理業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら処理するか、又は排出者が自ら市指定の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、城南衛生管理組合の処理施設で処理を行うものとする。

3 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が購入した小売業者へ引き取りを依頼するか、又は買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、若しくは排出者自らが製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、又は市に引き取り依頼し、資源化を図るものとする。

市内から市外に搬出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	搬入先
市内から排出される家電対象機器	排出者 小売業者 市	指定引取場所等

(エ) 他市町村からの一般廃棄物受け入れ

他市町村からの再資源化のため、廃プラスチック類の選別・圧縮・梱包のための受け入れを図る。

(2) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

八幡市全域とする。

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位：kℓ/年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
し尿	781	1回/20日(概ね)	個別収集
浄化槽汚泥	1,272	—	—

イ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位：kℓ/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
		城南衛生管理組合クリーンピア沢
し尿	城南衛生管理組合委託業者	781
浄化槽汚泥	城南衛生管理組合許可業者	1,272

(イ) 処理施設の概要

・受入貯留施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	クリーンピア沢
所在地	八幡市八幡沢1番地
公称能力	—
処理方法	前処理+希釈
備考	八幡市公共下水道へ全量排水

・最終処分場

処理主体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所在地	久世郡久御山町佐古梶石1-3	大阪市此花区北港緑地地先
全体容積	200,000m <sup>3</sup>	14,000,000m <sup>3</sup>
残余容量	92,483m <sup>3</sup>	—
埋立方式	サンドイッチ工法	サンドドレーン工法
備考	埋立施設	埋立施設